

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第14回）

議事要旨

1. 日 時 令和8年7月13日（月）16:00～16:50

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

林 弘一郎	山口県総合企画部デジタル推進局長
伊藤 正樹	愛知県一宮市総務部長
藤田 恵二	福岡県水巻町企画課長
名越 一郎	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
折田 裕幸	総務省行政管理局管理官 併任 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
鈴木 優一	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
川野 真稔	デジタル庁統括官付参事官
橘 清司	デジタル庁統括官付参事官
糸 将之	デジタル庁統括官付参事官
萩原 一博	デジタル庁統括官付参事官付企画官
福田 直	総務省自治行政局行政経営支援室長 併任 地域 DX 推進室長 (代理 行政経営支援室 併任 地域 DX 推進室 谷口主査)
小牧 兼太郎	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

4. 議事概要

(1)第5回各府省庁 DX 推進連絡会議の概要報告について

折田ワーキングチーム・メンバー（総務省行政管理局管理官併任内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官）から資料1に基づき説明した後、ワーキングチーム・メンバー間で意見交換を行った。

＜ワーキングチーム・メンバーからの主な発言＞

- ・ 説明中で触れていただいたが、総務省が開催する地方自治体における AI トランスフォーメーションに関する研究会（自治体 AX 研究会）の構成員に選任され、先週7月9日に第1回が開催された。研究会の中でも発言があったが、BPR の観点からは国・地方デジタル共通基盤の推進においても極めて重要であると考えている。
 - ・ 今後とも国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において報告をお願いしたい。
- 自治体 AX 研究会において、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会について言及いただき感謝。「デジタル行財政改革取りまとめ 2026」にも記載されているが、当事務局が本年9月にデジタル庁に移管することとされ、それに併せてデジタル行財政改革会議が「AI・デジタル改革推進会議」に改組される予定である。今後は、AI に関する要素がより前面に出てくる場面も多くなると考えている。AI に関する事項についてどのような形で対応していくことが望ましいのか、どこかの機会でご相談させていただきたい。

(2)共通化候補（令和８年度選定分（＝第３クール分））案について

(3)今後の進め方について

名越ワーキングチーム・メンバー（内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官）から資料２、資料３に基づき説明した後、ワーキングチーム・メンバー間で意見交換を行い、資料２の共通化候補案の関係府省庁に対してヒアリングを行い、資料３の今後の進め方のおり進めていくこととなった。

<ワーキングチーム・メンバーからの主な発言>

○共通化候補（令和８年度選定分（＝第３クール分））案の全体について

- ・ 共通化候補案について、いずれも基本方針に記載されている当面の具体的視点に合致するものであり賛成する。
- ・ いずれも共通化による効果が高いものと考えており、今後も積極的に検討を進めていただきたい。

○地方版アタックサーフェスマネジメント（ASM）システムについて

- ・ 全国知事会でも話題となっており、サイバーセキュリティ対策の強化に資するものであることから、非常に重要であると考えている。ぜひ取組を進めていただきたい。特に、脆弱性診断や各種検査といった取組については、特に小規模な自治体ではセキュリティ対策まで十分に手が回らないという声を聞いている。本システムはそうした自治体に適した支援になるものと考えている。これからの AI 時代を迎えるに当たり、全国的なセキュリティ水準の向上を図る上で極めて重要であると考えている。
 - ・ 導入・運用に当たっては、自治体の業務負荷の軽減に加え、人材確保や運用体制の実情も踏まえ、円滑な運用に向けた支援策についても積極的に検討いただきたい。
 - ・ 近年は、最新の AI 技術が次々と登場しており、自治体としては、その変化のスピードに対応していくことが容易ではない状況にある。サイバーセキュリティを取り巻く環境も急速に変化しており、ASM のような取組は今後ますます重要になると考えている。
- 近年、サイバーセキュリティに関する問題意識や、実際に対応しなければならない必要性が大きく高まっている。総務省では、これまでは地方自治法に基づく一般的な助言という形で対応してきたが、地方自治法改正により、情報システムやセキュリティに関する規定が新たに設けられたことも踏まえ、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに係る検討会の下にワーキンググループを設置して省令の検討が進められ、本年 6 月 26 日に公布、施行は来年 7 月 1 日と承知している。こうした状況を踏まえると人材確保や効率化の観点から、国や J-LIS のような法人が一定の役割を担い、その成果やサービスを地方公共団体へ提供していくことが今後ますます重要になると考えている。そのような観点から、本システムを候補案として選定した。
- 情報セキュリティ分野は様々な情報が常に更新され続けていると感じている。そのような中で、自治体が個別に対応していくことには限界がある。国においては NCO（国家サイバー統括官室）が対応しており、その取組とも歩調を合わせながら進めていく必要があると考えている。国と地方はネットワーク等を通じて密接につながっており、地方側がある種の脆

弱な部分となり、その結果として他の自治体や国のシステムに影響を及ぼすような事態は避けなければならない。

→ この共通化の枠組に位置付けることで、多くの自治体の理解を得ながら、例えば運用経費においてもスケールメリットが働き、各自治体のランニングコストをできるだけ低減することが可能になると考えている。その結果として、費用対効果を実感していただけるような形で進めていくことが非常に重要であると考えている。

○地方公務員給与実態調査システムについて

- ・ 現在は調査票ファイルを電子メールで提出し、入力誤りやファイル修正への対応を個別に行っている。また、都道府県においては、市町村から提出された調査票の結合・集計作業も発生しており、大きな事務負担となっているものと承知している。こうした結合・集計作業の効率化を図ることは、業務負担の軽減に大きく資するものであり、非常に意義があると考えている。
- ・ 担当課からは、各地方自治体間における調査結果の情報共有機能の付加や、都道府県が実施する市町村分の集計・公表作業の負担軽減につながる機能の充実を求める意見も寄せられている。
- ・ システム整備に当たっては、こうした現場の意見を十分に踏まえ、トータルコストの最小化にも配慮しながら検討を進めていただきたい。

→ ご指摘いただいた機能も取り込んだ形で整備していくことが望ましいのではないかと考えており、今後、総務省とも議論を進めていきたいと考えている。

○コンビニ交付サービスの証明発行サーバについて

- ・ 共通化候補として取り上げていただいて感謝。税関係の証明書の交付ができなくなる事象が発生し、非常に苦勞した経験がある。

→ 証明発行サーバ側で処理するのがよいのか、あるいは基幹 20 業務のデータ要件・連携要件の中で対応するのがよいのか、まだ十分な検討ができていない状況と承知している。そのため、どちらの対応がより適切なのかも含めて検討していきたいと考えている。その意味では、仮に基幹 20 業務のデータ要件・連携要件の方で対応することとなれば、最終的には共通化の対象とならない可能性もある。しかし、いずれにしても、現在困っている課題が解決できるのであれば、意義があることと考えている。

→ 一方で、データ要件・連携要件側での対応となる場合には、改修経費が発生することや、ランニングコストがどのようになるのかといった点についても考慮が必要。そのため、トータルコストも念頭に置きながら、どのような進め方が適切なのかについて、総務省において関係府省庁と連携しながら検討してもらいたいと考えており、その観点からヒアリングを実施したい。

○その他

- ・ 従前から申し上げているところであるが、共通化候補となる業務システムについて、既に自治体ごとに民間ベンダーのサービスや独自の仕組みを活用している事例も少なくないと認識している。共通化はコストの最小化という観点から望ましいものであるが、その際、重複投資や追加的な事務負担が自治体に生じることのないよう、十分に配慮した上で制度設計を進めていただきたい。
 - ・ 毎回お願いしていることであるが、小規模な町村については、デジタル人材の不足、職員負担の問題、さらにはコスト面における財政上の課題など、特有の課題を抱えている。また、小規模な町村においては、人的配置等の課題から十分な余裕がなく、この共通化の検討自体に着手できていないという状況も少なからず存在しているのではないかと考えている。一方で、共通化は小規模な町村にとっても大きなメリットがあるものと理解している。そのため、ある程度国主導で進めていただくことで、小規模自治体においても参加しやすくなるという側面があるのではないかと考えている。そのような中で、今後も多くの自治体が共通化に関心を持ち、積極的に参加できるような仕組みづくりをお願いしたい。また、町村の実情に寄り添った形で、継続的に対応していただくよう改めてお願い申し上げる。
- 共通化の取組については、人的・時間的な余裕がなかなか確保できない小規模な団体に対しても、その内容を分かりやすく伝え、効果や取組の意義をご理解いただくことが非常に重要であると考えている。そのため、今後どのようなコミュニケーションを行うことがより効果的なのかについて、様々な方策が考えられると思うが、引き続き検討していかなければならない課題であると認識している。今後も様々なご相談をさせていただきながら進めていければと考えている。

○今後の進め方について

- ・ 推進方針案の作成期限を2月末とすることは引継ぎ等に伴う事務負担を考慮すると妥当な対応であると考えている。
 - ・ 各自治体に対して幅広く意見照会を実施していただけるとのことであり、町村の立場からすると大変ありがたく感じている。
- 作成期限を2月末とすることについてご理解いただき感謝する。制度所管府省庁においては、推進方針案の作成期間が1か月短縮されることとなり一定の負担をお願いすることになるが、あらかじめスケジュールを示すことで予見可能性を高め、計画的に推進方針案の策定に取り組んでいただきたいと考えている。

以上